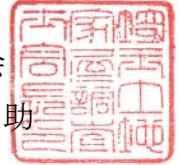


埼調発第826号

令和3年3月22日

会員各位

埼玉土地家屋調査士会
会長 高柳 淳之助



新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大に伴う 事務局業務時間の通常時間変更について（お知らせ）

平素は会務運営につきまして格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大について1月7日（木）政府より緊急非常事態宣言が再発令され、埼玉県もその対象地域に指定されましたが、3月21日（日）解除となりました。

「新しい生活様式」に基づく感染対策のため、本会事務局の業務時間を1月12日（火）より午前9時～午後3時までの短縮業務とさせていただきますが、下記の通り3月22日（月）より通常業務時間といたします。

短縮業務期間中はご不便をおかけしお詫び申し上げますとともに、ご理解ご協力の程、誠にありがとうございました。

記

事務局業務時間：午前9時～午後5時20分

通常業務：令和3年3月22日（月）～